

路上違反広告物に関する対応のお願い

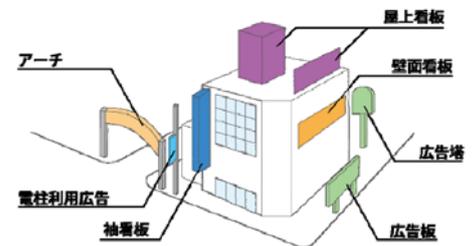
1 屋外広告物について

(1) 法令に基づく規制

横浜市では、屋外広告物法及び横浜市屋外広告物条例（以下「市条例」という。）に基づく許認可を都市整備局で行っています。この条例では、「良好な景観の形成及び風致の維持」と「公衆に対する危害の防止」を目的に、屋外に設置される看板の大きさや設置方法などを用途地域ごとに定めています。

(2) 広告を掲出する者の義務

市内で屋外に広告物を掲出する場合には、自分の店舗やビル名称などの自己用広告物で原則 10m²を超える場合には、申請が必要となります。また、非自己用広告物（貸看板など）については大きさに関係なく申請が必要です。



屋外広告物の種類

(3) 路上に広告物は掲出できません。

市条例では、路上や電柱等に設置された「はり紙」、「はり札」、「立看板」などは禁止されており、横浜市では力を入れて除却（撤去）に努めています（平成 26 年度の除却件数は、約 3 万枚）。一時期は消費者金融が掲出する広告が多数を占めていましたが、最近ではその多くが住宅販売広告をカラーコーンや電柱を使い掲示するものが占めています。また、道路法及び道路交通法では、道路に広告物を設置することを禁じています。



駒止への違反例



電柱への違反例

2 会員企業様へ

- (1) 自己の店舗やビル名称などは、一定面積（原則 10m²）を超えると、申請が必要な自家用広告物に該当します。ご自身が所有又は管理されている建物の広告物の申請がなされているかについて再度ご確認ください。
- (2) 物件等の販売場所への誘導のために、路上や電柱等へはり紙、はり札、立看板等を設置して行うことは、屋外広告物法及び市条例に違反となります。また、宅地建物取引業法上も他法令違反等として行政処分の対象になります。

問合せ先 横浜市都市整備局景観調整課 屋外広告物担当
電話:045-671-2648
mail:tb-okugai@city.yokohama.jp